

第三十八回国 参議院 地方行政委員会 會議録第十四号

昭和三十六年四月十三日(木曜日) 午前十時五十六分開会

委員の異動

四月十二日委員小柳牧衛君及び鈴木壽君辞任につき、その補欠として木暮武太夫君及び木村禮八郎君を議長において指名した。

本日委員木暮武太夫君及び木村禮八郎君辞任につき、その補欠として小柳牧衛君及び鈴木壽君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 小林 武治君
鈴木 壽君

委員

小柳 牧衛君
津島 壽一君
西田 信一君
前田佳都男君
湯澤三千男君
秋山 長造君
加瀬 完君
松永 忠二君

國務大臣

自治大臣 安井 謙君

政府委員

自治政務次官 渡海元三郎君
自治省財政局長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方行政の改革に関する調査(昭和三十六年度地方財政計画等に関する件)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから委員会を開会いたします。初めに、委員の異動について御報告いたします。

四月十二日付をもって委員鈴木壽君が辞任され、その補欠として木村禮八郎君が委員に選任され、本日付をもって委員木村禮八郎君が辞任され、その補欠として鈴木壽君が委員に選任せられました。

○委員長(増原恵吉君) 理事補欠互選の件についてお諮りいたします。

ただいま御報告の通り、理事鈴木壽君が一たん委員を辞任されました。理事一名が欠員となっております。理事に指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(増原恵吉君) まず、地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

特に御質疑がございませんければ、次回に譲りたいと思っております。

○委員長(増原恵吉君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたし

ます。○鈴木壽君 この際一つ、地方財政についての自治省のお考え方を伺いしたいわけなんです。これは、地方財政に対する大蔵省の考え方が、まあ毎年予算の編成前に、どういふ形か、私もその形式についてはよくわかりませんが、地方財政についての考え方がどういふことか、それを伺いたいと思っております。

○委員長(増原恵吉君) 昭和三十六年度の予算編成をいたしますにつきます。大蔵省が基本的に考えましたもの、一つは、地方自治体同士で財源調整ができるものはないかという考え方、一つは、地方自治体間の格差をどう調整するかという考え方、これは、なるほど地方自治体間の格差の格差がある、あるいは交付税の不交付団体になっておられるもの、これは、認めるが、しかしそれはその自治体自体の内容から見ると、決してそれが十分なものじゃないし、ことに内部で財源調整をやるという考え方は賛成できないという趣旨、建前をとっておたのであります。この点につきます。予算の編成において最後に政府の方針として、そういうことはやらぬ、こういうことにはきまつたわけでありまして、次には、今度政府がとっております。全体のこの地方自治体間の格差を少しづつなくしていく、いわゆる経済発展のテンポに合わせて均衡をはかっていく、こういう考え方を、まあ特にこの補助の特例といったような法律案を別個に自治省としては出しまして、事に処していく、こういうふうな計画を立てておりました。これも大綱的に

は大蔵省との話し合いもついたわけでございます。そういうふうなことを、一方では、全体として地方自治体の財政の健全化をはかっていく、この問題につきます。これは、まあだれも異議はないことでありまして、順次健全な財政の方向へ向けていくという考え方は両者一致しておられるわけでありまして、さらに、この交付税率そのものを増額するかどうかという問題につきます。これは、昨年から引き続きまして、この全体の財政事情から申しますと、税額におきまして、地方に交付税につきまして、これは三十五年の当初に比べても、三十六年度は事前に相当増額を期待できる。まあ大体金額にしまして、当初に比べれば九百億ぐらいの交付税増額ができる。実体的に見まして、六百四十億程度のものができるといふふうな実情でもございまして、この際交付税率そのものをいじるといふことより、その他で国が協力して、この際交付税率そのものをいじるといふことより、その他で補助金の補助率の特例法といったようなものでも、むしろ財政的な、国の財政の支出を見ていくというふうなことも意見は一致しておられるわけでありまして、まあ大体大筋をいたしましては、そういうふうな問題でございますが、まあ個々の問題につきます。これは、それぞれの見解もございまして、また御質問に應じて御答弁いたしたいと思っております。

政の改革に関する調査を議題といたし、この際一つ、地方財政についての自治省のお考え方を伺いしたいわけなんです。これは、地方財政に対する大蔵省の考え方が、まあ毎年予算の編成前に、どういふ形か、私もその形式についてはよくわかりませんが、地方財政についての考え方がどういふことか、それを伺いたいと思っております。○鈴木壽君 この際一つ、地方財政についての自治省のお考え方を伺いしたいわけなんです。これは、地方財政に対する大蔵省の考え方が、まあ毎年予算の編成前に、どういふ形か、私もその形式についてはよくわかりませんが、地方財政についての考え方がどういふことか、それを伺いたいと思っております。

○鈴木壽君 今のお話ですと、大蔵省が主張しておりましたようないわゆる財源調整の問題はやらぬというところにまあ政府としての一致した見解に到達した、こういうお話であります。まあその他のお話の中には、交付税率の問題等もございましたが、それはまあ一応別にして、そういうふうに考えてよろしいのですか。従って、来年度においてはそういう問題が起らないのだ、こういうふうに考えてよろしいのでございますか。

○国務大臣(安井謙君) 来年度と申しますと昭和三十七年でございませぬ。まあ三十七年におきましては、そういう問題についてはさらに十分検討をして、三十七年度予算編成までにはいろいろ検討するということになっておりますが、自治省としては、いわゆる財源調整という形のはあくまでこれは不合理だという考え方で、さらに十分な折衝を予算編成までに行きたいと思っております。

○鈴木壽君 三十六年度の予算等についての話し合いは一応ついたようでありまして、来年度、三十七年度につきましても、さらにこれからいろいろ話を進めていくというふうなところらしいのですが、実は私、従来の経過からいまして、大蔵省のいわゆる地方団体間の財源調整の問題についての主張というものは年々強くなってきている。しかも、具体的にいろいろな問題点を指摘してきておる。こういうふうなことからいって、ことしの三十六年度の地方財政についての話し合いは一応まあまあといたうような形でついたかもしれませんが、今後やっぱりこの問題は依然として残っていくのじゃない

だろうかと、こういうふうに私思うわけでありませぬ。といひますのは、三十四年度の地方財政についての考え方、三十五年度の地方財政についての考え方、三十六年度の地方財政についての考え方、この大蔵省の考え方は、今申しましたように、年々その主張というものが強められてきているように私感じるわけなであります。たとえは三十四年度の地方財政についての考え方の中の第四番目に、「地方団体間の財源の配分を合理化するため、地方交付税の算定上基準財政収入の標準税率に對する割合を引き上げ、特別態容補正(未開発補正)をさらに拡充する等により地方交付税の配分の調整をはかる」とともに、たばこ消費税を譲与税に改め、人口割で配分すること等の措置を講ずる。」、こういうふうに述べておるのです。ここには交付税による調整の問題が一つ、たばこ消費税等をいわゆる譲与税とする、これによる財源調整を打ち出してきているわけなんです。

その次の三十五年度の地方財政についての考え方の同じ四番目の項目であります。地方団体間の財源配分の合理化を図るため、たばこ消費税の譲与税化、地方交付税及び地方譲与税の配分の調整合理化を講ずる必要がある。ここで新しく三十四年度の地方財政に対する考え方で述べた交付税による調整と、たばこ消費税を譲与税化するということのほか、さらに現在の地方譲与税の配分の問題をここに取り上げてきている。三十六年度の地方財政についての考え方の中には、これは六番目の項目だったと思ひますが、「地方団体間の財源配分の合理化

を図るため、地方交付税等の調整合理化を講ずるほか、義務教育費国庫負担金についても不交付団体に対する国庫負担額につき、更に所要の調整措置を講ずる。」、前年度までに関して義務教育費国庫負担金についても、ここに所要の調整措置を講じなければならぬというふうな新しいことも加わってきているのです。こう見えますと、私は、大蔵省のいわゆる財源調整の問題についての考え方というものは、自治省の主張によってやんでしまつたと、あるいは後退をしたんだというところよりも、むしろ先ほど指摘しましたように、年を追うて強く主張され、さらに問題が広げられたような形において提起されてくるということがこれは明らかであると思ひます。従って、先ほど大臣がお話のように、三十六年度は話し合いがつき、三十七年度はこれから話を進めよう、こう言っておられますが、もちろんこれは話し合いはするであらうが、大蔵省の主張というものは、私何か非常に強く

なつてきておる、実はそういう点で一体自治省がこれをどういうふうにいわれる話を、自治省が考えておる団体間の財源調整は行なわれないだということを押しているのか、ちよつと私実は心配になってきているのです。というの、ほかの問題で——今言ったのは団体間の財源調整の問題でありますけれども、ほかの問題でだんだん大蔵省の言うような格好になってきている。そういう点からいいますと、私はこの問題は非常に大事な問題であり、重要な問題でありますから、そういう大蔵省の考え方に對して自治省としてよほどこれは腹を据えてがらばらな

いことには困る事態が出てくるんじゃないかというように思うわけなんです。その点どうです、大臣、自信ありますか。

○国務大臣(安井謙君) お説の通りに三十四年度あるいは三十五年度の予算編成に際しまして、非常に大蔵省は例の財源調整という思想の上からたばこ消費税の譲与税化あるいは配分の方法の変更というものを計画しておつたことは事実でございます。この際にも、事務当局のそういう計画に對しまして、これは政府としては、不穩当であらうという結論から二年間にわたつて出された提案がまあ否定されたわけでございます。ことしも今、大蔵省が一貫して考えられておりますこの財源調整という思想は全部なくなつたとは今でも考えられません。そこで、これは形を変えて、いわゆる財源調整の形が、この公共事業に対する補助率の変更、差別待遇と申しますか、そういうものと、それから義務教育費に對する国庫負担の頭打ちといったようなものでまあ若干の調整をやりたいというのが希望のようでございましたが、これは二つとも引込めてもらつたという結果になっております。従いまして、これは毎年強くなつておるといふよりは、まあ何とかでき得る限り団体間の財源の調整によつて国庫支出を少しでもカバーしたいという思想は、これは大蔵省が予算を編成し、予算を握つておる立場からいへば無理からぬところもあると——考え方としてどうか、大蔵省側の態度としては、あうりかと思ひますが、私も自治体の実態というのを見ました場合に、そういうこそく手段によつて自治体のほ

んとりの財政強化ははかれるものではない。むしろそういうことに手をつけるところによつて非常に画一化されるといひますか、むしろ将来に悪い影響を残す要素の方が多いだろうというふうな観点からこれは反対をしておりますし、また今後その態度はくすすわけにはいきまいと思つております。それには何と申しまして、この自治体の財政の実態というものをよりよくまあの財政当局にも認識をせしめるところが必要であらうと思ひます。今後この実態につきまして、十分な認識をあらかじめさせるような努力を今から払つておるつもりでございます。

さらに地方財政あるいは交付税という問題とからんで見ました場合に、なるほど基準財政需要率というふうなもの、単なる机上の計算から申しますと、交付団体の一、二のものについては、相当財源が計算上の余裕が出るような形もありますが、これを具体的に見ました場合に、たとえば東京を見ましたら、都会における混雑ぶりというふうなもの、ある意味では地方団体よりは、何倍かひどいという実態でもあるわけでありまして、これは裏を返していへば、国民といひますか、大都會における住民の経済能力、社会的な活動範疇に對して公共事業が十分伴っていないような財政状況にあるともいへるのであります。そういう意味からは、基準財政需要率というのに對するもの、計算についても、今後やはりいろいろな角度から検討していかねばならない。また、その実態を十分に財政当局にも知らせる必要がある、そういうふうなことによつて、今

後も不合理な財政的な調整というようなものについては、やらせないようにしむけていきたい、こう考えております。

○鈴木壽君 具体的にもう少しお聞きするのですが、たとえば大蔵省が従来主張してきましたような、交付税による財源調整の強化というようなことの中で、先ほどもちょっと触れましたが、交付税の算定の上で基準財政収入の標準税率に対する割合を引き上げるといふ問題がすでに出たおつたんです。これはまだ主張しておることであるのか、あるいはもう完全にそういうものは引つめたのか、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 形式的にはその提案はして参りませんでした。しかし、事務当局としては、依然同じような希望を持っているだろうと思えます。といいますことは、話し合いの断片におきまして、そう言うところから自治省がすぐ承諾してくるわけのものでもないだろうから、というようにことを言っておつたのであります。私たちが、あらゆるものを否定するわけではございませんで、そのときどきの地方財政の状況をよく考えまして、いろいろな方法を工夫しながら財源の適正な配分を研究していきたいという気持は持つておるわけでございます。

○鈴木壽君 大蔵省はそのほかに特別態容補正みたいなものを従来相当の額を見たことがありますか、こういうもの、あるいはその他補正の方法なり、あるいは測定単位なり、単位費用の問題等についてもいろいろ意見を持つていますようにありますが、こういう問題、これはまあ今あなたのお話のよ

うにそのときどきによつていろいろこれは検討されなければならぬと思いますが、そういう問題を含めて、私は交付税による財源調整の問題というものは、なお大蔵省としては捨てておられない考え方だろうと思つておるのですが、それに対して自治省としては、今後どういふふうにご考へていくつもりなんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 御指摘になりました特別態容補正の強化の問題、この点につきましては、私は直接話をいたしておりませんが、財政課長から聞きますと、大蔵省の事務当局におきましても、特別態容補正を強化するということについては合理的でないという事情がよくわかつてきたといふような話をしていられるのでございませう。この問題は、さらに主張を繰り返すということはまずないだろう、こう判断いたしておるわけでございます。私たちが交付税制度の改正につきましては、年々いろいろな検討をし、また新しい提案もいたして参つてきておるわけでございます。今回におきましても、市町村間の格差を是正していく、そして弱小の市町村に基準財政需要額を傾斜的に増額するという方途をとることにいたしました。あるいはまた単独災害復旧事業債の元利償還費につきまして財政力補正を行なうといったしつたり、いろいろな検討をいたしておるわけでございます。ただ、これはやはりお話しになりましたように、国庫負担を増額するかわりに、地方団体間の財源をあつちへやりをつけてしまふという意味のいわゆる財源調整、こういう考へ方につきま

しては、どうしても納得できない、こう思つておるわけでございます。しかし、地方交付税制度の配分が現状のままでいかなる事態にも対処できるかというところになって参りますと、これは今後の情勢の変化におきまして、必要な改善は当然加えていかなければならないという気持を持つておるわけでございます。大蔵省の事務当局の提案につきましても、謙虚に耳を傾けて検討して参るつもりでございます。

○鈴木壽君 入場議手税と、地方道路議手税についても、大蔵省は、たとえ

ば入場議手税の問題については、交付団体の超過財源からの控除割合の引き上げを主張しているようであり、また、こういう問題はなお残つておりますが、話し合いしなければならぬといふようなことでは。

○政府委員(奥野誠亮君) 少しでもいわれる財源調整が強化されれば、国庫の負担がそれだけ軽くなるというふうな気持で、希望を洗いざらいあげてもらいたいということになれば、そういう問題も出てくるのじゃないか、そういう問題も出てくるのじゃないか、ということについては、先ほど申し上げたように、これは大蔵省は具体的な考へ方があると思つておるわけでございます。私どもは、大蔵省の事務当局と話し合いをしておられます経過から見ますと、どうしても自治省としてはのんでくれないだろう、自分たちは依然としてそういうことを考へておるけれども、二年にわたつて参りますと、その実現が内閣として取り上げられずに終わつてきておるものから、そういうことをさらに蒸し返すということとはやめて、そのかわりに、公共事業費について一部の団体の負担割合を引き下げるとか、あるいは義務教育費の国庫負担金について一部の団体からカットするとかいふふうな提案をしたのだ、こういうことを言つておつたわけでございます。従いまして、大蔵省の事務当局の間で、たばこ消費税の譲与税化の希望を持つておるといふことは、これは今日なおあり得るだろうと存じておるわけでございます。

○鈴木壽君 入場議手税と、地方道路議手税についても、大蔵省は、たとえ

ば入場議手税の問題については、交付団体の超過財源からの控除割合の引き上げを主張しているようであり、また、こういう問題はなお残つておりますが、話し合いしなければならぬといふようなことでは。

○政府委員(奥野誠亮君) 少しでもいわれる財源調整が強化されれば、国庫の負担がそれだけ軽くなるというふうな気持で、希望を洗いざらいあげてもらいたいということになれば、そういう問題も出てくるのじゃないか、そういう問題も出てくるのじゃないか、ということについては、先ほど申し上げたように、これは大蔵省は具体的な考へ方があると思つておるわけでございます。私どもは、大蔵省の事務当局と話し合いをしておられます経過から見ますと、どうしても自治省としてはのんでくれないだろう、自分たちは依然としてそういうことを考へておるけれども、二年にわたつて参りますと、その実現が内閣として取り上げられずに終わつてきておるものから、そういうことをさらに蒸し返すということとはやめて、そのかわりに、公共事業費について一部の団体の負担割合を引き下げるとか、あるいは義務教育費の国庫負担金について一部の団体からカットするとかいふふうな提案をしたのだ、こういうことを言つておつたわけでございます。従いまして、大蔵省の事務当局の間で、たばこ消費税の譲与税化の希望を持つておるといふことは、これは今日なおあり得るだろうと存じておるわけでございます。

○鈴木壽君 大蔵省は、私の見方からすれば、おそらくこういう問題についての主張をなお変えておられないだろうというふうには思いますが、しかし、最終的には取り上げられないというふうな形で今来ておると思つておる。今後も続くのじゃないかと思つておる。しかし、これは私の個人の見解でございます。そこで、大蔵省一つ方向を変えて、ことしはまた三十六年度の地方財政について方向を変えてきたのじゃないかと思つておる。それは三十六年度の地方財政についての考へ方の第七の

項目なんです、これは今までの、先ほどあげましたように、三十四年度あるいは三十五年度の地方財政についての考へ方の中に入つておらなかった交付税や、あるいは譲与税配付金特別会計についての年度間の財政調整の問題を取り上げておる。これはまあ地方団体のいわゆる財政の長期にわたる健全性を確保するため、こういうふうな考へ方がある。この年度間の財政調整についてはどのようにお考へになつておられるのか。また大蔵省は具体的にどのようにならざるを得ないのか。この点一つ。

○国務大臣(安井謙君) 年度間の財政調整というやつは、これは幅があり、非常に広い考へ方があると思つて、私どもこれを、この事情によつて一がいにとらたときめつけてしまふわけにはいかないという面があると思つておる。思いますが、全体の考へ方としては、こういった交付税、譲与税というものは、やはりその年度において適当に配分されるべきものであるといふふうな考へ方がございませう。これをあらかじめ長期的に計画をして、次年度へ保留をして繰り延ばしていくというふうな考へ方は、現在の状態ではまだ適當でないというふうに考へております。

○鈴木壽君 大蔵省の考へ方は、三十五年でもちよつと頭を出しておりましたが、ことしは先ほど申しましたように、はつきり「交付税及び譲与税配付金特別会計において年度間の財政調整措置を講ずる必要がある」、こういうふうに出してきたのでありますが、大臣は、自治省としてはそういう必要はないのだというふうにならざるを得ないのか。この点一つ。

○国務大臣(安井謙君) 年度間の財政調整というやつは、これは幅があり、非常に広い考へ方があると思つて、私どもこれを、この事情によつて一がいにとらたときめつけてしまふわけにはいかないという面があると思つておる。思いますが、全体の考へ方としては、こういった交付税、譲与税というものは、やはりその年度において適当に配分されるべきものであるといふふうな考へ方がございませう。これをあらかじめ長期的に計画をして、次年度へ保留をして繰り延ばしていくというふうな考へ方は、現在の状態ではまだ適當でないというふうに考へております。

○鈴木壽君 大蔵省の考へ方は、三十五年でもちよつと頭を出しておりましたが、ことしは先ほど申しましたように、はつきり「交付税及び譲与税配付金特別会計において年度間の財政調整措置を講ずる必要がある」、こういうふうに出してきたのでありますが、大臣は、自治省としてはそういう必要はないのだというふうにならざるを得ないのか。この点一つ。

○国務大臣(安井謙君) 年度間の財政調整というやつは、これは幅があり、非常に広い考へ方があると思つて、私どもこれを、この事情によつて一がいにとらたときめつけてしまふわけにはいかないという面があると思つておる。思いますが、全体の考へ方としては、こういった交付税、譲与税というものは、やはりその年度において適当に配分されるべきものであるといふふうな考へ方がございませう。これをあらかじめ長期的に計画をして、次年度へ保留をして繰り延ばしていくというふうな考へ方は、現在の状態ではまだ適當でないというふうに考へております。

こういふふうなお話であります。ですから、私ちよつとお聞きしたいのは、大蔵省は具体的にどういふことを内容として主張しておられるのか。

○国務大臣(安井謙吉) これは具体的には交付税を、一つ多いより少ないに、相当ふえたような場合には、後年度へ繰り延べてくれということだと思ひます。

○鈴木壽君 大蔵省のそういう主張、それに対して自治省はそういう必要がないのだ、現段階においてはそういうふうにするべきじゃないという話ですが、これは現に、三十五年度の交付税の補正でふえたのが二百七億回つておるんです、三十六年に。これは大蔵省の主張は、そうしますと通つたということになるわけですか。

○国務大臣(安井謙吉) これは計画的に年度当初からそういうものを考へてやるということじゃなくて、年度が詰まつてきました場合に、むしろ三十六年度のいわゆる交付税の計算基準を全面的に合理化する資金として見た方が技術的に見てもいいんじゃないかという、いわば自治省自体も全体からの判断をしてこれはやつた場合でございます。で、先ほど私が申し上げましたように、この年次の計画というやつも、一がいにとりだときめてしまつたわけには参りません。そのケース、ケースによつては、ああいう場合もどつた方がよかつたということもあろうかと思ひますが、全体として、あらかじめ、ことしは多いよつだから一つ幾ばくかを保留して次年度へ繰り延ばすというふうな考え方は、まだ今の財政状況ではとれないような段階ではなからうか、こういうふうな思つておられます。

○鈴木壽君 三十五年度の第一次補正予算が出る際に、すでに大蔵省はこの交付税の使い方について、相当強い意見を出したはずなんです。まあまたまた結果として、先ほど申しましたように、あの当時の百十七億で、三百五十七億から二百四十億使つて残りの百十七億と第二次補正の九十億、この二百七億が繰り越される格好になつてしまつた。これは自治省としてはそのときどきによつて考へてやつたのだ、こういふふうなお話でありますけれども、これは一つの年度間の財源調整としてやつたものには私は違ひないと思ひます。今の段階において、そういう地方財政にそういう、何と申しますか、余裕も必要ないと、こうおつしやるけれども、現にそういうことをやつていらつしやる、その点ちよつと矛盾しないのですか。

○国務大臣(安井謙吉) 先ほど申し上げましたように、補正予算に伴つて交付税の繰り延べというものにつきましたは、もう年度も非常に差し迫つておりましたし、これをそのまま配分するよりは、次年度の全体計画に繰り込んだ方が、技術的にも効果も大きいし、合理化できるといふ、そういう状況の判断によりまして、これは自治省自体でむしろそういう措置をとつたので、大蔵省で一般に言つておる年次にわたつての調整あるいは繰り延べというものは、これは性格が違つたように私どもは心得ております。

○鈴木壽君 あれを繰り越しをして、合理化することのために使つたのだ、という現実の必要からやつたのだ、というふうな御説明のようであれば、りますが、しかし、結果からすれば、

○鈴木壽君 三十五年度の当初に於いて予想はしなかつたかもしれないけれども、これは明らかに年度間の調整であるには違ひないわけですね。今後一、三十六年度予算においても、おそらく補正予算というものは、これは当然出てくるだろうというふうな私どもは予想してあります。額についてははつきりしませんが、当然補正予算というものは組まれるだろうと、その場合に、一体三十五年度にやつたようなことを、また現実のいろいろな必要なり、合理化というふうなことでおやりになりますか、どうですか。

○国務大臣(安井謙吉) やはりその場合のケース、時期の問題、あるいは内容の問題によつて、個々で判断して参りませんと、ちよつとあらかじめこれにしようとするのだ、この場合はこうだといふふうな予定することはできません。で、当初から現在ある交付税なり譲与税の額を、年間を通じた配分に繰り延べをするというふうなことを計画的にやるのには、まだ今の地方財政は、それほど段階にまで行つていないといふふうな私どもは見ております。しかし、その年度途中における補正の状況、あるいは時期、あるいは公共事業の消化の状況、そういうふうなものを見て、それは、そのときには、また、そのときに一番ふさわしい判断をすべきものだといふふうな考へております。

○鈴木壽君 ただ、大臣はそういうふうな言ひをするのですが、あの補正のときの交付税の問題については、当時の委員は他の方々からもいろいろ質問が出、

また、意見も出されておつたと思ひますが、どう考へても、私どもはあんな措置はおかしなやり方だと、今でも考へ思つています。しかも、合理的に金を使うのだ、あの時期ではそういうことができないために、後年度に繰り越して合理的に使うのだ、そのためによつたのだと言つても、三十六年度における交付税の使い方というものは、必ずしも合理的だとは実は思つていない。これはあとでいろいろまたお尋ねをして参りたいと思ひます。たとへば公債費の繰り上げ償還百六十億をやつたような問題でも、私は必ずしもこれは合理的なやり方だとは言えない、あなた方はあるいは合理的だといふふうな考へておられるかもしれないけれども、ですから、原則的に持つてゐる現在の地方財政の状況からして、計画的に年度間の財源調整をすべき段階ではないという観点であつたら、私は、やはりそういう原則を貫くような態度が必要だと思ひます。出てきたときは、そのときの状況によつてやるのだといふふうなことだとすれば、私は、これはどんな場合でも、こういうふうなきめたらそれを絶対動かしちゃいかぬといふようなことはあるいは言ひ切れないような場合が出てくるかもしれないけれども、少なくとも今のあなたのおつしやるような地方財政の状況からして、そういう時期ではないといふことがあつては困ると思ひます。しかも、三十五年度のあの補正予算の出た時期というのは、残り大体半年近く、五月月ぐらゐある時期なんです。その時期で一体交付税を繰り越して使わなければならぬといふような、

そういう地方財政の状況であり、さらに交付税のいわゆる算定の仕方が地方団体にとつてもこれ以上見るところがないのだといふような状況であつたのかといふと、私はそうではないと思ひます。何か便宜主義的な考へ方が強いと思ひます、邪推かもしれぬけれども、やはり大蔵省の主張に押されてしまつたのだといふふうな考へ方もしたくなるわけなんです。ですから、私はやはり今後、現在の地方財政の状況あるいは長い将来のことは、遠い将来のことは、こゝ一兩年の間は、これは大蔵省の見通しができるはずなんです、そういう観点に立つて、たとへば三十五年度にやつたような交付税の繰り越し使用といふようなことを今後いつと場合によつてはやるのだ、こういうことについて私は納得できませんが、大臣、どうですか、重ねて一つその点。

○国務大臣(安井謙吉) 三十五年の場合、御承知のように、十二月に補正予算が出まして、下旬にきまつたようなことで、あと三月月しかないし、計画的に実施するためには、直接必要な給与費の補給だけにしたといふ措置をやつたわけでありまして、最初から言つておられますように、原則としてそういうことをやつていくという段階では今のところはな、こういうことはわれわれ確認をいたしております。実際問題になつて、時期、方法、金額等については、そのときの状況によつて考へ方でございます。

○鈴木壽君 一体三十五年度において、あの時期において地方の団体の財政の状況、あるいは特に問題を交付税

の問題にしばっても、交付税で一体地方のいわゆる行政の財政需要といふものを、もうこれでいいのだという程度まで見ておったのかどうか。私は、その前提がない限り、勝手に地方のいわば当然の権利ともいうべき交付税を一片の特例法によって繰り越すするなんということは、これは私は許されぬと思うのです。交付税の算定等において、もう十分であつたといふふうになたはおお考えになっておられるのですか。そうして、あの残りの金を、百十七億なり、あるいはその後に出た九十億という金を、三十六年度に繰り越すことによつて、ほんとうに合理的に計算ができるのだ、使うことができるのだといふふうにはやはり考えておつたのですか。

○国務大臣(安井謙吉) 三十五年度の基準財政額の算定につきましては、当初計画を立てまして、全体の財政需要からこつていふふうにするというところから、財政基準額の算定もできておつたわけでありまして、補正予算によつて動かさなければならぬという状況が起きたのは、あの給与の改訂という問題でありますので、この問題については十分に穴を埋められるような措置をいたしたい。従いまして、あと年度がわずかなものでありますから、その残額分については、これは総合的に三十六年度のものと同様にして配分の計画を立てたということになります。

○加瀬完君 ちよつと関連して。今の大臣の御発言は、非常に私は、これは大蔵省などに対しては何か一つの言いがかりをつけられることにもなりかねないと思ひますので何うののですか。

れども、基準財政需要額を各団体で算定いたしましたも、その不足分が、地方団体の計算した基準財政需要額の不足分の通りに交付税が配付されておられません。おればです、——おつたといふ今の大臣の御説明のように承るのですけれども、そうであれば、そんなら交付税はもうあげなくていい、交付税で余剰が出た場合には、それは別にプールして取つておけよとかいふふうな議論が大蔵省から当然出されます。平衡交付金の場合には、基準財政需要額の不足分といふものをこれは埋めるといふ法律でありますから、当然政府がそれを補てんしなければならぬといふ形になりますから、これはプラス・マイナス合つておるので、バランスが、ところが、交付税の場合には、交付税の額といふものが大体きまつておる。その大ワクの中で単位費用でいろいろ積み上げたものを、ある程度バランスを合わせる作業といふものが中間で行なわれて配付という経路をとつておるでせよ。だから、地方団体からすれば、地方団体の計算の通りの要求額といふものを交付税が満配の形で配付されるという結果は今までとつておられないわけだ。だから、鈴木委員の指摘するように、地方団体から見れば不足しておるのですから、当然地方の団体にいたがらぬだけの交付税の増額分といふものが出てくれば、それが地方にそのまま来て不足分が埋められるという形に地方は運んで来てくれぬといふ困る。これはお認めになるでせよ。そうでなくて、初めの計算でもうびつたつと地方の要求する額と政府の方から配付していく額とは合つておるのだといふことは私はな

いと思ふ。その点は奥野さん、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 基準財政需要額の算定が地方団体の任務ないし現状から見れば十分であるか十分でないか、これは議論の存するところだと思ふのであります。しかし、一応年度当初においてこの程度まで各地方団体の財源を保障するのだといふことで単位費用等の決定をお願いいたしておるわけでございます。その事実については、あの補正予算の当時までに変更の加わつて参つたのは給与だけだ、こつたことではございますから、これはその通りに了解していただいでよろしいと思ふのであります。従いまして、基準財政需要額と基準財政収入額との差額は完全に埋められ、給与改訂によつてふやすべき部分をふやしてそれも完全に埋められる。そうしますと、ふえた部分は、ただ私は特別交付金として増額配分になるだけのことじゃないか、こつた思ふのでございます。そういふ配分の仕方をするよりも、やはり年度当初に計画を立てて基準財政需要額を算定する、その結果によつて地方団体に配分した方が配分も合理的にいくだろうし、配分を受けた団体もそれを計画的に使えるのじゃないかというふうなことから翌年度に送つたわけでありまして、特別交付税に流れていくべきものを取り上げてしまつて交付しないというのではなしに、交付の時期、交付の方法についてより合理的な方途を運びたいといふようなことであつたわけでございます。その点は御了解をいただきたいと思ふのでございます。

○加瀬完君 それはわかるのですよ、

あなたのおとりになつたお考えは。しかし、地方団体が算出した基準財政需要額といふものがそのまゝの形で認められて、この不足財源が配付されるという形はとつておられないのです、実際として、そうではない。交付税額がきまつておるのですから、交付税の総額といふものに合せて地方団体の方では歩み寄りをしなければならぬといふ現状でせよ。だから、地方団体とすれば、基準財政需要額が埋められたと言つても、それは自治省や各府県の行政指導の上でバランスを合わせられたといふことで、ほんとうはまだ不足がたくさんあるのだという問題が残つておると思ふのです。だから、その年に交付税が総ワクのワクがふくらんでくるというならば、もつとその年に使えるような方法を講じてもらわなければならぬのじゃないか。ですから、それは行政指導のこまかい点をいろいろ徹底させて、配付の方法は特別な方法で配付しても、それはいろいろ足しているのだから、その年の不足分をまず埋めてくれることに使わせてくれなければ困るのじゃないか、こつた要求があるだろうと思ふ。三十五年分度なら三十五年分度で計画通りできるのだ、こつたはこれでやれ、余つたものは来年だといふことでは、地方団体とすれば、三十五年分度なら三十五年分の結局十二分な地方団体の考へる行政はできかねておるわけですから、財政的には、それをまず埋めてもらいたいといふ考えがあるのじゃないか。で、自治相のお考えのように、一応途中ではそれは計画変更その他めんどろだから、むしろその財源を温存し

ておいて、三十六年度に新しい計画のもとに単位費用なども変えて配分した方がいいじゃないか、こつたいうお考えですけれども、その二百七億といふのは、三十六年度に単位費用を変えて、二百七億も加えてその単位費用の計算の通り配分できるかもしれませんけれども、今度は三十七年度、三十八年度、二百七億ふくらんだ通りのふくらみ方が——もつと率直に言つたらば、その単位費用を維持できるような交付税の総ワクといふものが保持できるかどうかといふことには、私は問題があると思ふ。だから、自治省もこの二百七億のふくらみについては云々といふ通達を出しておりますね。そうなつてくると、この三十六年度にまでやつたといふ意味が薄らいでくるのじゃないか。三十六年度以降、単位費用をふくらませた、この単位費用の計算の通りに幾らでも、平衡交付金のときのように、もう地方の基準財政需要額の要求に足らぬのだといふ保証があればいい。それがなければいけません。鈴木委員の心配をなさつておる点もこの点だと思ひますけれども、こつたはこれで足りますのだ、だから、こつたの分だけでも来年に回すのだといふことになると、もう交付税は十分に足りておるんじゃないか。ですから、総額がこれだけふくらんでおるならばそのパーセンテージはもつと下げてもらいたいんじゃないか、こつた議論が当然私は大蔵当局からは出されてくると思つておる。それを心配をするわけです。その手が十分に打たれておるかどうかといふことには、鈴木先生の質問もなるうかと思つておる。私も自治相のような御答弁では、何か大蔵省に

いい材料を提供するような感じを受けましたので関連して伺っているわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 加瀬さんの心配していただいている気持はよくわかります。また鈴木さんも同じような気持で心配していただいているのだからと思います。私たちが考えておりましたのも、やはり将来のことも考慮してあのような措置を選ぶことがよりベターだと、こう考えたわけであり、選ぼうとする方法が違っただけだと、かように私は考えております。あの金額がわずかなものでありますと、むしろ特別交付税に繰り入れて配分したのだからと思えますが、何分二百七億という大きな金額でございますので、それならその財源を利用して、将来にわたる地方の行政水準引き上げをはかりたい、こう考えたのでございます。そう考へても、地方財政平衡交付金臨時な穴が埋められるような増額をせられるけれども、地方交付税制度ではそれができないんじゃないか、こういうお考えを持っておられるようでござい

ます。しかし私たちは、地方財政平衡交付金制度も地方交付税制度も本質的には同じだと考へているのでござい

ます。それは地方交付税法の第六条の三の二項であります。毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き

続き第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合において、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六條第一項に定める率——交付税率のことでござい

ます。——の変更を行うものとす

る。」「こう書いてあるわけではござい

ます。従いまして、もし基準財政需要額を増額した、しかし、増額する場合にも、御指摘のように、財源がありませんと

となかなかそれが困難でござい

ます。幸いにして二百七億を送ることができ

る、それを使って単位費用を引き上げ

る、そうしますと、将来にわたつてそ

れだけの水準を維持されることになる

んじやないか、こういう気持を當時も

持ったわけではござい

まして、そういう意味でより合理的な配分ができる、こ

う思つたのでござい

ます。もしかりにそれが年度の途中でふえたものが非常

に大きな金額でありますとも、そのま

ま配るべきだという主張を強くして参

りますと、逆に穴があいたときは、穴

があいてそのままはう

つておくべき

じやないか、こういう考へ方

に私は通

じかねないと思つたのでござい

ます。そういうことをいろいろ考へて参ります

と、理論的には、送つた方が恒久的に

地方財源を確保するゆえんになるん

じやないかと、こう思つたわけでは

ござい

ます。もとより現在の単位費用が地

方行政の水準のあるべき姿から見て十

分であるか十分でないかという議論に

なつて参りますと、私たちが十分でな

い、こういう感じを持っておられるわけ

でござい

ます。でありますからこ

そ、また大臣がお話しになりましたよう

に、ただ機械的に年度間の財源調整を

やつていくんだという考へ方はとれな

い。たとへば前年度よりも地方交付税

の総額が何%ふえた場合には、それを

こえる部分は翌年度に送つてしま

うのだというような機械的な年度間の財

源調整はやれない。あくまでもそのと

なつてくると思えますね、どうです。

○政府委員(奥野誠亮君) 私は現在の

地方交付税法が予想している態度を申
し上げていくわけでございます。御
承知のように第三条には、第一項で財
政需要額が財政収入額をこえる地方団
体に対し、衡平にその超過額を補てん
することを旨として交付しなければ
ならない。この書いてあるわけ
でございます。言いかえれば、大穴のあ
くようなことを予想してはいないわけ
でございます。同時にまた、大きな金額
が特別交付税に流れ込んでくるという
ようなことを当然予想してはいないと考
えるのでございまして、単位費用の改
訂を行なうべき筋合いのものだと、こ
う思うのでございまして。そういう意味
で申し上げておるわけでございます。ま
して、法律の予想しないような事例が起
こった場合にどうするかということ
でございます。その場合には、別に
法律を作つて穴を埋めていかなければ
ならないだろう、こう申し上げてお
るわけでございます。ただ法律に書いて
あることがそういうことに触れており
ませんので、そういう意味でこの規定
だけで、余つた場合にどうなるか、そ
れは当然特別交付税に繰り入れられる
んです、そうして配分するんです、こ
う答えるべきものかもしれません。法
の建前から見まして、従来二回ないし
三回にわたつてですか、繰り越しが行
なわれておるわけですか、そういう場合
には、いずれもかなりの金額に上つた
わけでございます。金額の小さいのは
みなの法律通り配分されておるわけ
でございます。しかしまた、翌年度へ
送られる場合には、当然立法されてお
りますので、そういう意味でお答えてお

いたしておるわけでございます。

○鈴木壽君 あなたが今引用された第

三条の場合に、私は初めの方をやはり
もう少し十分に読み取らなきゃならぬ
と思うのです。「常に各地方団体の財
政状況の的確な把握に努め」という
ことが、そういうところから私は問題を
やはり考えていかなきゃならぬと思う。
ただ、たくさん余つたからことしは
やらぬのだとか何とかいふような
便宜主義的な考え方で私は済ませ
ないと思つておるわけですね。はたして現在の
地方団体の状況からして財政、税及び
こういふ交付税等の配分等について、
一体十分にそういうものを、地方の行
政の水準を維持できるように態勢に
なつておるのかどうかということがや
はり先決問題として考えられな
くないので、それなしにただその超過
額を補てんするとかしないとかとい
うことは、これはやはり変なものになつて
くると思ふのですよ。私どもは今の交
付税の見方というものは、十分地方
行政をまかなつていくためにはなほ少
ない見方をしているのだ、こういう前
提に立つておるから、金が出てきた場
合には、それを是正するようなことを
当然年度間でもやるべきだ、それを年
度当初に計画を立ててこつていふ見
方を立てたのだから、年度半ばになつ
てどうも金が出てきたからといふの
で、そのとき使つては困る、来年度へ
送つた方がむしろ合理的な使い方だ
と、さういふような考え方をい
うものは私はおかしと思つし、そし
てまた、今の交付税の方の規定からし
てもこれは逸脱する考え方はないだ
ろうか、こういうことなんです。

○政府委員(奥野誠亮君) これは繰り

返し申し上げておりますように、ど
ちの道を選ぶことがベターかという性
格の問題にすぎないと、こう考へてお
るわけでございます。政府もただ法律
を勝手に解釈して行なつておるわけ
じゃございませんで、特に新しい法案
を提出して議決をいたしておる性格
のものでございまして。なほ、年度の中
途で増額になりましたものを、財源不
足額を完全に普通交付税としてきめて
おるからそれを特別交付税に繰ぎ足し
て配分するのだということではなし
に、さらに年度の中途であつても、財
源がふえたのだから単位費用を引き上
げて基準財政需要額を増額すればいい
じゃないかというふうな御意見で
あれば、私はここに若干問題がある
と、こう思つてございまして。もし金
があるからそのときだけ基準財政需要
額をふやすのなら、かりに穴のあいた
ときに基準財政需要額を減らせばいい
じゃないか、こういう逆な議論が起
こつてこないとも限りませんので、そ
ういふことをおそれますと、やはり年
度当初に計画的に単位費用を引き上げ
る方が将来この制度を維持していく場
合にはよろしいのじゃないだろうか、
こういうことも当時判断をいたしましたわ
けでございます。そういう考へ方に
引上げよう、こうはかつたわけでは
ございません。

○鈴木壽君 まだいろいろ申し上げた

こともありますが、時間もあまり
ないようございまして、ただ私
の、たとえば三十六年度、三十七年
度、八年、九年、四十年とこうなつ
て、先のことについてはお互い見通し

のつきにくい問題でありますけれど

も、少なくとも二、三年というも
のは、私は金が少なくて、今、かりに
百億か二百億が使つて単位費用を引き
上げた、基準財政需要額を引き上げた
といつても、それをまかない切れなく
と、あとでがたんと落ちて単位費用な
んか低く改訂しなければならぬとい
うような事態が来るのは私は思つて
おりません。これはあなたの方だつて
さうだと思つておる。むしろふえていくので
す、こしはばらばら、そういう前提に
立つて遠い将来のことはいざ知らず、
ここ数年はそういうふうな趨勢に立
つて、しかも、その額がわずかに百億か二
百億の金とすれば、私はそんなに将来
不足を生じて単位費用を今度は低く改
めなければならぬという事態は来ない
と思つておる。そういう前提に立つても
言つておるのです。結局繰り越しても
単位費用を上げる、従つて、基準財政需
要額というものを引き上げるといふよ
うな形になつてくるとすれば、それが半
年前に行なわれるか半年後に行なわれ
るかぐらいの程度の差なんです。です
から、私はやはり地方交付税というもの
は地方団体の当然の一つの一般財源と
して使える金なんです、何も国からのお
恵みの金ではありませんから、これは
その年度に来たものはその年度に交付
をして、もし必要であるならば地方団
体、個々の団体の取り扱いとして地方
税法の改正であつた方がおやりになつ
たような年度間の調整も私はなし得る
規定がありますから、それをやらせる
べきだと思つておる。個々の団体によつ
て、それを一片の特例法によつてこ
ういふことをするといふことは私は許
されないと思つておる。今聞きますと、

これからの出るだろうというふうな、

そのときどきの状況によつて出るだ
らうといふようなことであるとすれば、
私はなおさら問題だと思つておる。か
つて昭和三十一年度で百十億円の交付税の増
額があつた場合に、財源調整の復活分
に九億、期末手当の増額分として十五
億を使つてその残りの八十六億をこ
れは翌年度へ繰り越して、これは私が今
さら指摘するまでもないことですが、
これをいふゆる公債費対策といふもの
に使つたのです。こういう例は確かに
ありますが、その当時でもこれはい
ろ問題になつたようでありまして、
決つていいと思つておらぬといふよ
うな当時の田中さんだつたと思つてお
るが、大臣はそういうことをはつきり
言つておられました。こつておる。ま
して、これを例があるからといつて、ま
たも三十五年度で行なうといふよ
うなことは、私は今言つたような点か
らしていけない、一方、繰り返しま
すけれども、地方財政法の中に、各団
体が自分たちの判断において年度間の財
政調整ができるような、またしなけれ
ばならぬ、そういうふうなものがある
。そういう点からいつてもこれは地
方団体に対する不当な干渉といひま
すか、介入といひますか、そういう結果
になつてくるのじゃないかと思つて
おる。これでよろそやめましますから、
その点一度考へ方をお聞きしたい。
それからいふ、三十五年度にお
いて交付税が三十五年度の当初に比
べて九百八億ですか、ふえておる
が、その中には、今問題としておる二
百七億も当然入つておるわけなんです
が、この二百七億が入つたため
に、いわば交付税が余つたような格好

になつて居るのです。そこでそれられた措置が公債費の繰り上げ償還という形だと思ふを得ないのですが、この点について一つ御説明いたしたいと思います。二つの問題について。

○国務大臣(安井謙吉) 詳しい実態につきましても、財政局長からも御説明申し上げると思ひますが、これは余つたからするといふようなことでなく、地方財政の将来をも考えました健全化といふものはかかる上から、今までのいわば赤字時代に非常に無理をしておつた借金を徐々に返して行く、徐々にといひますか、返して、できるだけノルマルな姿にしていくといふ、地方財政の全般の改善といふ趣旨からこゝういふ方法をとつて居るわけでありませう。これが全体のいわゆる基準財政需要額といふふうなものとみなし得るような性格のものであると思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 繰り越すことの是非につきましては、たびたび申し上げますように、どちらがベターかという判断の問題に属することだと思ひます。ただ鈴木さんの心配されておられますのは、あるいはそういうように繰り越していったのじや、地方団体に金が余つて居るのだから、さらに翌年度に送るといふ式に、あるいはその結果は交付税の引き下げとかいふ事態が生じないとも限らない、そういう大蔵省の見解、気持が年度間の調整措置を講ぜよといふことで現われて居るのじやないかといふ気持じやなからうかと、私は推察をいたして居るわけでありませう。そういうようなことをいろいろ推し進めて参りますと、なかなか地方財政をまともに見まして、これを合理的に改善をしていき、あるいはその

水準を引き上げていくといふような措置を講ずることを検討することが困難になるのじやないかと思ひます。そういうような作戦的なことじやなしに、地方財政といふものを直視して、私たちが補正予算でふえたそれを配つても、現実に地方団体のふところに入るまでには三月ごろになつてしまふ、予算を組んでどう使うといふことじやなしに、おそらくそのまま翌年度へ送られていく、そういうことよりも、地方団体に對つて、むしろ新年度の財源として計画的に使つた方がより効率的に使えるのじやないかという判断をいたしたわけでございます。大蔵省の御当局の持つておられます問題につきましても、やはり地方財政の実態につきましても、もう少し正しい認識を持つてもらうように、今後われわれは努力していかねければならぬと思ひます。大蔵省の事務当局がこゝういふ態度をとつてくるから、地方財政の実態から見ても、好ましい方法でなくとも、あえて違つた方法をとるのだといふ考え方は、今のところはしておられないわけでございます。あくまでも地方財政の実態から見て、どういふ方向をとることが一番ベターであるかといふことをまともな考えまして、そういう方向として進ぶならばどの道であるかといふような考え方に立つて参つてきておられますことを申し上げさせていただきますと思ひます。

○鈴木壽君 大臣に私は端的に、二百七億を繰り越したために余つたのじやないか、そのための公債費の繰り上げ償還をやつたのじやないかと言つたら、そうじやないのだ、長期にわたる地方財政の健全化といふ建前からやつたんだと、こゝうおっしゃつておられますが、しかし、これは地方財政計画等の説明では、来年度から、来年度といふか三十七年度から出發を予定して居る年金制度の地方団体の享受分についてとおくのだといふような、ほかに適當なまい使ひ道もないからといふようなことも言つておられますね。やはり繰り越したために百六十億といふものはそういうふうに使へる金ができた。これはひとり交付税といふだけの問題でないかもしらぬ、あるいは他の税収その他の収入等からも問題が関連してくると思ひます。結果として私は、交付税で一部プールしてお格好ですから、それだけ交付税に余裕があつたといふことなんでもしなんだつたら、ほかの単位費用なり等に使へるべきものを、引き上げ等に使うべきものをこゝでプールしておく格好なんです、こゝでやつぱり余つた格好です、そう考えちゃだめなんですか。

○国務大臣(安井謙吉) 地方団体としては、少しでもよけい金をほしいし、使えるだけ使いたいという希望ももつともありますし、また地方財政の現状とはむろん思ひませんが、少なくとも二三年の間非常に段階的に逐次よくなってきておる。三十六年度は相当行政水準の向上もはかられるといふ状況下にあるといふ事実、配付するといへば喜んでみんなもらいたいに違ひありませんが、やはりそれにはおのずからある程度の節度と申しますか、順序といふか、を立てることも必要であらう。それへたまたまそういう共済制度を実施するといふ予定で見込んでお

りました費用が延期になつたために、こゝういふ事情もあつて、その全体の財政を勘案した結果、これは一つ健全財政の確立のために、こゝういふ際こゝういふ措置もとる必要があるであらうといふ総合的な判断をしてやつたわけ、出たものは何でも配つてしまへばそれでいいじやないか、あとは一つ地方団体にまかしたらいじやないかといふお考えもさることながら、非常な干渉にならない程度にやはりこの財政全般のバランスを考へて、政府としても配付する際には、それぞれの処置をとることも必要じやないか、まあ私は大体三十六年度に、現状においては非常に全般としておほめにあつたといふような措置をして居るのじやないかといふ感じもしておるのであります。

○鈴木壽君 おほめ申し上げたいこともありませうけれども、私、ほめるとかほめないとかいふ問題を別にして、こゝういふ措置は、私はやつぱり端的に言つて、繰り越したために残つた一つの金だと思つて居るのです。そこで、あなたは将来にわたつたの地方財政の健全化のためにとつたと、こゝういふのです、今の繰り上げ償還をする百六十億ですか、これがあつたからこれは残つておれば地方団体に對して非常な財政的な重圧を与えておるのだと、こゝういふふうな考え方をすれば、私はこゝういふ間違ひだと思ひます。間違ひといふよりも少し思ひ過ごしたと思ひます。これは毎年交付税で返す返さない、今繰り上げ償還するしないは別にして、毎年交付税で一〇〇%ないし九五%です、これは見ておるのです。特別措置債については一〇〇%見ております

ね。それから災害債については九五%見ておる。災害債の分のわずか五分分です。かりに百億あれば五億ですか、総額としてこれがあるからといつて地方財政がどうのこゝうのといふ段階じやないのです、今は。その点でございます。

○国務大臣(安井謙吉) その点はおっしゃる通りで、私の言葉が少々足りなかつたかも知れませんが、そのために非常に重圧をこゝうおつておるとかなんとかいふことを必ずしも考へたわけじやないのですが、この際全体の財源から見ても、こゝういふ措置をとつておく方が、先ほど御指摘もありましたし、私も認めましたように、共済年金制度が繰り延べになつたために、当然必要であらうといふような財源が将来はまた出てくるのでありますから、まあそういうふうなためにも資するといふような意味で財政を健全化しておくとこゝういふことが好ましいだらうといふことであつたわけ、非常に重圧で何ぞできないといふように必ずしもとつたわけじやないであります。

○鈴木壽君 三十七年度から共済制度が発足して、毎年の所要額が大体百六十億だとすれば、これは来年度だつて、交付税でかりにそれを見るにしても、百六十億くらい今よりふえてきませぬか。だから私は……。

からいつて貧乏団体について起債が相
当率が多いという状況もあるんだか
ら、これはまあ徐々に返していくに越
したことはないし、また、でき得れば返
し得るようなときに返しておいて、弾
力をつけておいた方が、将来からいつ
ても非常にいいのじゃないかというこ
とで、それやこれを総合してどういう
措置をとるといふふうにしたわけで
ございます。

○鈴木壽君 私、この今問題となっ
ておる百六十億の繰り上げ償還という
問題は、地方財政に対する起債の現債
高等からして、あるいは地方財政の状
況等からして、それからまた、そ
れが実質的にはほとんど全部が交付税
によって見ておられるという現実から
いつて、これは財政上の問題として考
えるというのには、私は少しおかし
いと思う。ただ、その百六十億とい
う年金制度のためにとっておきたい
という、そういう考え方は一応わかりま
す。しかし、わかるが、その百六十億
というのには、さつきも何べんも言っ
ておるように、はたしてこの際、あな
たがおつしやるような合理的な使い方
をして繰り越したためにできたものか
どうか、その合理的な使い方の一環と
して考えていかどうかということ
には、私はやはり問題があると思
います。ちょっと問題を交えますが、一
体、退職年金制度は三十七年度から必
ず発足しますか。

○国務大臣(安井謙君) これは一つ、
ぜひそういうふうにしたいと思っ
てやっております。多分できるであらう
と思ひます。

○鈴木壽君 これは、三十五年度にも
ぜひやりたいと言つてできなかった。

三十六年度においても、ことしにおい
てもですね、ぜひやりたいと言つてで
きなかった。そうすると、三十六年度
にできなかったそれを、三十七年度に
おいてやれるという保証があります
か。しかもこれは、大蔵省から国の負
担分を切られてことしは取りやめに
なつたが、大蔵省は来年度になつた
らこれを出しますか。どうです、この
点。

○国務大臣(安井謙君) まあこれは先
のことですから、もう今から予言をし
て的確に言うわけには参りませんが、
われわれは何としても、これは三十七
年度にはどういふ形であろうと実施を
するといふ運びにいたしましたといつ
ても、すべての準備を進めておるわ
けです。

○鈴木壽君 この制度に必要な金のう
ち、国が負担すべきだといつてあなた
方が要求した額は六十七億でしたか、
たしかその程度の金だつたと思ひま
す。これはもう完全に切られておりま
す。もし三十七年度で大蔵省がこれ
を切つた、そういう場合でも発足し
ますか、この点どうですか。

○国務大臣(安井謙君) その場へ当
たつてみなきやわからぬと思ひますが、
一応建前としては、要求をして、実現
をさせるという建前でかかるわけだ
けれど、まあ財政全般の問題であり
ますから、今ここでどうだといふ
うにきめてしまふわけにはいきま
いと思ひます。

○鈴木壽君 これはまあ金を出させる
ことだから、出さなくとも出発します
んと言つたら大へんなことになるか
ら、私もそれ以上言ひませんが、かり
に出発できなかったとすれば、この百

六十億の金の使い方、これも、また中
ぶらりなものになつてしまひます
ね。せつかくプールしておいたけれど
も、それが使えないという格好になつ
て、いろいろ問題が起つてきま
す。そこら辺の見通しもあると思ひま
すが、まあ私は、時間でもあります
ので、公債費の繰り上げ償還の問題、そ
れから年金制度の問題については、後
日さらに考え方を聞きしてみたいと
思ひますけれども、きよりはこれでや
めます。

○加瀬完君 関連して。結局、この間
の財政計画の説明では、三十五年度の
交付税の全体の収入に対する構成比は
一九〇%だつたけれども、三十六年度は
二〇%にふえてゐるのだ、こういう御
説明があつた。二〇%というのは、三
千七百七十三億の総額のことだろ
うと思ひます。実際、交付税の性能として
プールしておくとか何とかが、今出
たような問題ははずして、交付税その
ものの性能通りに使ひ得る一体額とい
うのは、三十六年度には幾らですか。

○政府委員(奥野誠亮君) その意味が
よくわかりませんが、百六十億の地方
債の繰り上げ償還に充てられま
す。地方団体としてそれも財政運営
の一つの道でございまして、将来にわ
たつて弾力をつくことと、いまに
たつてこれをはずして計算をするとい
うこともちよつと理解しかねるよう
なことでございまして。ただ歳入構成がよ
くなつたんだといふことを申し上げて
い
るわけでございますが、その原因は、
地方債を歳入全体の伸びの割合に伸ば
さなくとも全体の収支が立つといふよ
うなことになつたといふことでござ
います。そのことが結果的には一般財源

が比例的に多くなつてゐるといふこと
でございます。

○加瀬完君 質問が的確ではありませ
んでしたから、改めて伺ひますが、今
の御説明はわかりません。こういう単
位費用を変えた三十七年度の交付税の算
定方式で積み上げてつた総額とい
うのは幾らを想定してゐるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方交付税
総額の九六%に当たるものが、基準財
政需要額と基準財政収入額の差額の財
源不足額の合算額に相当するといふ形
になつてゐるわけでありまして。

○加瀬完君 私はそんなにならな
いと思ひます。三十七年度の交付税総額とい
うのは、今の説明のように配付する
という標準でいくならば、単位費用とい
うものもつと変わつてきていいと思
ひます。この単位費用の計算でいくなら
どうしても今の説明よりも少ない交付
税の額といふもので結論が出てくると
いふ形になるように思はれる。時間が
ありませんから、別の点から伺ひま
す。いすれにしても、三十五年度の交
付税の見積もりといふものは少な
なつたのです。むしろこの単位費用とい
うものは、三十五年度の当初に作られ
ておつてもよかつたわけですね。現在の
交付税の増額された現状から考えま
すと、三十六年度に、三十五年度の交付
税のふえた額に合わせるような単位費
用を作つたところで、この単位費用は
三十七年度になると、また実際にお
いて三十六年度で交付税がたかさんの単
位費用の計算以外の額を生ずる、残額
が生ずるといふことになりかねない
と思ひます。そうすると、鈴木委員が指摘
してゐるように、今年の特例の方法とい
うものが、毎年々々特例法を出して繰

り延べて、次の単位費用を改めて交付
税を配付していくといふ一年送りに
なつてしまふ。三十五年度に当然地方
として入るべき財源が三十六年度に入
り、三十六年度で入るべき財源が三十
七年度に入る。一年おくれになつて
まつておる。これは妥当な方法とは思
われません。むしろ三十五年度の残額が出
たら三十五年度の余剰額といふものは特
別交付税でも何でも配付して、その使
い方を繰り越し財源として三十六年
度において赤字分の処理に充てるか、
あるいは今まで背負つておる起債の償
還に充てるかといふことは地方自治団
体にまかせればいい、また、そういう適
切な財政運営ができるように行政指導
をすればいいと思ひます。そういう当然の
財源を政府でチェックしてしまつて、
翌年々々と繰り越していくといふこと
は、地方団体にすれば当然入るべき財
源を政府にたためられておるような
形になつてしまふ、少なくとも三カ月
なり半年なりといふ期間は、なぜもつ
と鈴木委員の指摘したように、地方
自治団体にまかせられないか、まかせ
て、今考へておるような方法を行な
ないか。そうすれば地方の法の精神
からいつてもびつたりそのままに生か
されるのではないかと思ひます。こ
れは意見になりましたけれども、希
望としてそういう点考へられるのじや
ないかといふことだけ申し上げてお
きます。

○政府委員(奥野誠亮君) 毎年度、年
度中途に補正予算で地方交付税が多額
に増加するといふような経済情勢の続
いていきますことは、私も非常に非
常に期待したいところでござい
ます。しか

し、必ずしもそうなるのだという保証はあり得ないことかと思うのでござい
ます。三十五年度の二百七億円を三十
六年度にプラスしたものですから、今
後も継続的にそういうことになるのだ
という事は、私も考えないわけでは
ございません。もとより、たとえば道路
整備五カ年計画二兆一千億の問題に
いたしまして、三十六年度より三十七
年度の事業分が多くなって参るわけ
でございます。あるいは港灣整備五カ年
計画にいたしまして、あるいは治山
治水五カ年計画にいたしまして、そ
の他のものもその計画にいたしまして
も、年々相当の伸びを見込んでおるわ
けでございます。所得倍増計画という
ものに関連もあつて、財政需要も相当
の伸びを予定いたしておるわけござ
いますので、それらと見合ひしまして、地
方交付税の単位費用も当然引き上げて
いかなければならぬと考えておりま
す。その場合に、退職年金制度に要する
財源は三十六年度で予定しておつたこ
とでございまして、三十七年度は七
年度として当然それについて相当
の財政需要の増加を見込まなければな
らないので、三十六年度に退職年金制
度ができる結果、ある程度の財源を用
意しなければならぬ、そういう考え
方のものをさらに三十七年度でプラス
して財源手当をしなければならぬとい
う事態になりますよ。その財源は
本年度においてすでに予定しておつた
わけですから、三十七年度にもそのま
ま持つていけるような措置を講じてお
いた方がより地方財政の将来を考えた
場合には健全ではないかというふうな
考え方に立っているわけでありまして、
御指摘の通り当然単位費用は増額して

いかなければなりませんし、それに見
合ふような財源手当もしていかなけれ
ばならぬと思つてございまして。困家
の経済成長を強く見込んでいきます
ばいくほど、そういう点の措置も当然
とらなければならぬと考えておるわ
けでございます。そうしなければならぬ
ほど、ある程度ことし予定しておつた
財源が来年度引き続いて使える方がよ
い、こういう考え方も立つものと考
えております。
○委員長(増原忠吉君) 本日はこの程
度にいたします。
これにて散会いたします。
午後零時三十五分散会

四月十二日日本委員会に左の案件を付託
された。
一、酒に酔つて公衆に迷惑をかける
行為の防止等に関する法律案(紅
露みつ君外二十四名発議)

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行
為の防止等に関する法律案
酒に酔つて公衆に迷惑をかける
行為の防止等に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、酒に酔つてい
る者(アルコールの影響により正
常な行為ができないおそれのある
状態にある者をいう。以下「酩酊
者」という。)の行為を規制し、又は
救護を要する酩酊者を保護する等
の措置を講ずることによつて、過
度の飲酒が個人的及び社会的に及
ぼす害を防止し、もつて公共の
福祉に寄与することを目的とする。

(節度ある飲酒)
第二条 すべて国民は、飲酒を強要
する等の悪習を排除し、飲酒につ
いての節度を保つように努めなけ
ればならない。
(保護)
第三条 警察官は、酩酊者が、道路、
公園、駅、興行場、飲食店その他
の公共の場所又は汽車、電車、
乗合自動車、船舶、航空機その他
の公共の乗物(以下「公共の場所
又は乗物」という。)において、
粗野又は乱暴な言動をしてい
る場合において、当該酩酊者の言動等
に照らして、本人のため、応急の
救護を要すると信ずるに足りる相
当の理由があると認められるとき
は、とりあえず救護施設、警察署
等の適当な場所に、これを保護し
なければならない。
2 前項の措置をとつた場合におい
ては、警察官は、できるだけすみ
やかに、当該酩酊者の親族、知人
その他の関係者(以下「親族等」
という。)にこれを通知し、その
者の引取方について必要な手配を
しなければならない。
3 第一項の規定による保護は、責
任ある親族等の引取りがない場合
においては、二十四時間をこえない
範囲内でその酔いをさますために
必要な限度でなければならない。
4 警察官は、第一項の規定により
保護をした者の氏名、住所、保護
の理由、保護及び引渡しの時日並
びに引渡先を毎週当該保護をした
警察官の属する警察署所在地を管
轄する簡易裁判所に通知しなけれ
ばならない。
(罰則等)
第四条 酩酊者が、公共の場所又は

乗物において、公衆に迷惑をかけ
るような著しく粗野又は乱暴な言
動をしたときは、拘留又は科料に
処する。
2 前項の罪を犯した者に対して
は、情状により、その刑を免除し、
又は拘留及び科料を併科すること
ができる。
3 第一項の罪を教唆し、又は補助
した者は、正犯に準ずる。
第五条 警察官は、前条第一項の罪
を犯そうとしていると認められる
者を発見したときは、その者の言
動を制止することができる。
2 前項の規定による警察官の制止
を受けた者が、その制止に従わな
いで前条第一項の罪を犯したとき
は、一万円以下の罰金に処する。
(立入り)
第六条 警察官は、酩酊者がその者
の住居内で同居の親族等に暴行を
しようとする等当該親族等の生
命、身体又は財産に危害を加えよ
うとしている場合において、諸般
の状況から判断して必要がある
と認めるときは、警察官職務執行
法(昭和二十三年法律第百三十六
号)第六条第一項の規定に基づ
き、当該住居内に立ち入ることが
できる。
(通報)
第七条 警察官は、第三条第一項又
は警察官職務執行法第三条第一項
の規定により酩酊者を保護した場
合において、当該酩酊者がアル
コールの慢性中毒者(精神障害者
を除く。)又はその疑のある者で
あると認めるときは、すみやか

に、もよりの保健所長に通報しな
ければならない。
(診察等)
第八条 前条の通報を受けた保健所
長は、必要があると認めるとき
は、当該通報に係る者に対し、医
師の診察を受けるようすすめる
なければならない。この場合にお
いて、保健所長は、当該通報に係
る者の治療又は保健指導に適当な
他の医療施設を紹介することができ
る。
第九条 前条前段の規定により医師
の診察を受けるようすすめられ
た者がそのすすめに従つて受ける
診察及び診察の結果必要と診断さ
れた治療については、当該診療を
受ける者が困難のため最低限度の
生活を維持することのできないも
のであるときは、生活保護法(昭
和二十五年法律第百四十四号)第
十五条に規定する医療扶助を受け
ることができる。
(適用上の注意)
第十条 この法律の適用にあつて
は、国民の権利を不当に侵害しな
いよう留意しなければならない。
附則
この法律は、公布の日から起算し
て三十日を経過した日から施行す
る。

昭和三十六年四月十九日印刷
昭和三十六年四月二十日発行
参議院事務局
印刷者 大蔵省印刷局